

介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱いについて

米原市くらし支援部高齢福祉課

運用開始 令和6年9月1日

改訂 令和6年12月2日

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)その他厚生省令において介護保険事業者は介護サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村等に連絡を行い、必要な措置を講じることとされていますが、事故発生時における米原市(以下「市」という。)への報告については、以下の取扱いとする。

1 対象

介護保険指定事業者および基準該当サービス事業者(以下「事業者」という。)が行う介護保険適用サービス(以下「介護サービス」という。)とする。

2 報告を要する事故等

(1) 介護サービス(送迎時および通院時等を含む。)の提供により発生した以下の事故等

①死亡事故

②医師(施設の勤務医、配置医を含む。)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故、または、入院を必要とする事故(事業者側の責任や過失の有無は問わない。また、擦過傷、打撲等比較的軽易なものは除く。)

③利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生し、または発生するおそれのある事故

(2) 感染症(結核、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等)、食中毒等が発生し、保健所に報告した場合

(3) 従業員の法令違反および不祥事等により、利用者への介護サービスの提供に影響を及ぼすおそれのある事故

(4) その他、保険者が報告の必要があると認める事故

3 対象者等

(1) 市の被保険者

(2) 市に所在する介護保険施設等の利用者

4 報告項目

介護保険施設等における事故の報告様式（以下「報告書」という。）のとおりとする。

5 報告手順

(1) 事業者は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に、報告書を市へ提出するものとする。なお、一度の報告で完了しない場合は、第1報を提出した後に、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行うものとする。

(2) 緊急性が高い場合は、報告に先立ち、電話等により速やかに市に連絡するものとする。

6 市の対応等

(1) 市は、事業者からの事故報告に基づき、速やかに事故の状況把握等を行うとともに必要に応じて事業者に資料の提出を求め、または調査もしくは指導を行うものとする。

(2) 市は、発生した事故が滋賀県または滋賀県国民健康保険団体連合会等において対処する必要があると認めた場合は、状況の報告等を行うものとする。